

【事務局説明資料】

訂正発行登録書の提出義務の見直し

平成25年10月15日(火)

金融庁総務企画局

訂正発行登録書の提出義務の見直し①

問題意識

- 発行登録制度は、一定の周知性の要件を備えており、将来、有価証券の募集・売出しを予定している企業が、「有価証券届出書」を提出する代わりに、
 - ① 予め募集・売出しに係る一定の事項を発行登録しておくことにより、
 - ② 発行条件を決めた後、当該条件等を記載した簡易な「発行登録追補書類」を提出すれば、即時に有価証券の発行ができる制度。

- 現行制度では、定期的に提出されることが明らかな「継続開示書類」(有価証券報告書、四半期報告書)についても、その提出の度に「訂正発行登録書」の提出が必要(金商法第23条の4)であり、発行登録制度の利用を阻害する一因となっている可能性。この点を見直し、発行登録制度による資金調達の円滑化を図ることができないか。

訂正発行登録書の提出義務の見直し②

検討

- 「継続開示書類」が提出される度に「訂正発行登録書」の提出を求めているのは、「発行登録書」で参照している企業情報が更新されたことを投資者に知らせることで、投資者が古い企業情報に基づき投資判断をすることを防止するため。
- 一方で、この点については、
 - ① この制度が導入された当時(昭和63年)と異なり、インターネットが普及しEDINETも整備された今日においては、投資者が最新の「継続開示書類」に容易にアクセスしうる環境が整備されていること、
 - ② 開示書類は全てEDINETを通じて提出することとされていることから、投資者が「訂正発行登録書」を確認する際には、同時に提出されている「継続開示書類」についても確認することができること、
 - ③ 「継続開示書類」のうち「有価証券報告書」と「四半期報告書」(*)については、定期的な提出期限が法令で明確に規定されており、投資者にとって当該報告書の提出が予測可能であること、を勘案すれば、定期的に提出されることが明らかな「継続開示書類」(有価証券報告書、四半期報告書(*))については、その提出の度に「訂正発行登録書」を提出させる必要はないのではないか。

(*)「四半期報告書」の提出義務がない企業については「半期報告書」。

訂正発行登録書の提出義務の見直し③

- ただし、当該提出義務を免除するに当たっては、
 - ① 投資者が定期的に提出されることが明らかな「継続開示書類」の提出時期を具体的に知ることができるよう、新たに、「発行登録書」に当該「継続開示書類」の法定提出期限を記載させることとし、
 - ② 万一、当該期限を徒過した場合には、「訂正発行登録書」を提出させる義務を課すこととしてはどうか。

- なお、「臨時報告書」については、「有価証券報告書」や「四半期報告書」と異なり、定期的に提出されるものではないため、
 - ① 投資者にとって、あらかじめ提出が予測できないこと、
 - ② 「発行登録書」に提出期限を記載させるという補完措置が取り得ないこと、を踏まえれば、従前どおり、「臨時報告書」が提出された場合には、「訂正発行登録書」の提出を求めることが適当ではないか。